

【談話】

臨時国会で選択的夫婦別姓制度の実現を！

2025年6月25日

日本婦人団体連合会

第217回国会では、立憲民主党と国民民主党が提出した選択的夫婦別姓を導入する2法案と日本維新の会が提出した通称使用を法制化する法案が、28年ぶりに審議がされました。

昨年10月の女性差別撤廃委員会の総括所見は、選択的夫婦別姓制度の実現のための民法改正を勧告（4回目）し、3回目のフォローアップ項目となりました。女性差別撤廃委員会の勧告を受け、女性団体は「第217回国会で選択的夫婦別姓制度の実現を！」との声を広げ「#いつまで待たせる夫婦別姓」と、毎週水曜日に国会前でアピールをしてきました。

審議を通して、同姓の強制により、約95%は女性が姓を変えている実態、アイデンティティーの喪失など個人の尊厳を傷つけられたことなどが明らかになりました。政府がすすめる「通称使用」は、国際的に通用せず、海外での仕事でパスポートの名前が異なり支障が出たり、研究論文において、名字の変更で継続的なキャリアに影響していることも明らかになりました。選択的夫婦別姓は、人格権を保障するものです。選択的夫婦別姓制度は、一人ひとりが選択できる制度であり、直ちに実現すべきです。

国会終盤で、与野党が継続審議とすることで合意しました。与野党が交わした今後の審議についての申し合わせ文書は「できる限り速やかに合意を得ることを目指し、今秋の臨時国会において審議する」としています。

姓は人権です。個人の尊厳を守るべきです。参議院選挙で、人権保障に背を向けている議員に審判を下しましょう。

婦団連は、秋の臨時国会での徹底審議と選択的夫婦別姓制度の実現を求めて、運動を広げていく決意です。